

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成28年3月7日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第22号「所沢市行政不服審査会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

異議申立てをなくし審査請求に一元化すると、参考人からの陳述や検証といったものがなくなってしまうのではないかと。

轟文書行政課
長

旧法では、審査請求の審査手続きにおいて、誰が審査を行うかということについて特に規定を設けておらず、原処分に関与した職員が審議を行うこともあり得ました。今度の改正については、審査庁が指名した審理員が審査請求人、処分庁との間で証拠書類のやり取り、審査を行いまして、審査庁がすべき採決に関する意見書を作成し、審査庁に提出することになります。提出を受けた審査庁は、新たに設けられます行政不服審査会に諮問を行い、同審査会から答申を受けた後に、答申内容を踏まえ裁決の判断を行うことから、公正性や客観性が高まると考えます。

荒川委員	参考人からの陳述は、なくなってしまうのか。
轟文書行政課 長	新たな制度といたしまして、審査請求人から要請があった場合は、口頭で意見を述べることができます。
荒川委員	これまで行政不服審査会というものはなかったが、個人情報保護審査会 はあった。それ以外のものはどういう手続きなのか。
轟文書行政課 長	行政庁の処分については、上位の行政庁がない場合は市に対して異議申 立てが行われ、上位の行政庁がある場合は県、あるいは市の建築審査会、 情報公開・個人情報保護審査会、開発審査会等に対して不服申し立てが行 われることとなります。
荒川委員	建築審査会や個人情報保護審査会以外のその他のケースの場合は、市に 対する訴えの場合は、県が判断するという事なのか。
轟文書行政課 長	保育料の決定や市税の賦課決定のように、市が処分を行うものについて は、市が裁決を行います。
荒川委員	保育料について不服審査する場合は、市長が判断するのか。

轟文書行政課
長

市が裁決を行うということです。

荒川委員

条例制定により行政不服審査会ができるので、行政不服審査会が判断をするということか。

轟文書行政課
長

審理員が処分についての意見書を作成し、審査庁がこの意見書の提出を受けて審査会に諮問を行います。その後、審査会から答申を受けた後に、その答申を踏まえて審査庁が裁決を行うということになります。

荒川委員

申立人からすると、従来と比べて、保護してくれるような方向なのか。

轟文書行政課
長

行政不服審査会は、審査庁の諮問を受け、第三者の立場から審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする機関となりますので、公平性や客観性が高まると考えております。

島田委員

第2条に、行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するとあるが、これは市のOBを想定されているのか。

轟文書行政課
長

弁護士、大学教授等を考えております。

島田委員

市のOBでなくても適任の方はいらっしゃる気がするが、現行は市のOBということではよろしいか。

轟文書行政課
長

弁護士、大学教授等法律又は行政に関して優れた識見を有する方を対象に、今後検討を行ってまいります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

粕谷委員

この条例の制定に至った経緯について、説明願いたい。

青木職員担当
参事

近年、さまざまな場面で法的な検討を踏まえた対応を求められることがふえてまいりました。また、本市の独自の施策も企画、立案し実現するに当たりまして、的確に法的な判断に基づく取り組みも必要になってきております。そのために、職員の法務能力の向上が課題となっており、この度の任期付採用により、組織の内部に法律の専門家である弁護士を配置することによって、職員の意識改革を促し、組織全体の法務能力の向上を図るためお願いするものです。

粕谷委員

職員の法務能力の向上や意識改革ということであれば、弁護士による研修などもあるのか。

青木職員担当
参事

弁護士を職員として採用した場合には、法令解釈の業務全般にわたって仕事していただくことを想定しておりますが、例えば、職員の法務能力向上のための研修なども想定しております。それ以外にも、行政運営

上の法的諸問題に対する相談対応や不当要求などへの対応等もしていた
だけのもと考えております。

松崎委員

外部に法律相談をしていたと思うが、その実績について伺いたい。

轟文書行政課
長

平成26年度は、46件の法律相談を実施しました。

松崎委員

外部に委託して聞くことより、採用することのメリットについて伺いた
い。

青木職員担当
参事

顧問弁護士とは契約しておりますが、相談機会は月に1、2回となつて
おります。それに比べて任期付の弁護士は、常勤の職員として常に身近に
相談ができる環境にあります。また、条例の立案などに対する指導や助言
なども期待できるところです。顧問弁護士については、これまでどおり困
難な法令判断が必要な問題が発生した場合や、訴訟が起きたときの訴訟代
理人等を依頼することもあると考えており、両方が連携することで業務を
遂行する上でよりよい効果が生まれるものと期待しております。

松崎委員

法律的には最大で5年だが、市としては何年の採用を考えているのか。
短く採用して、その後に延長という形をとるのか。

青木職員担当 2年もしくは3年ということで、現在は考えております。

参事

松崎委員 その後の延長は、考えていないということか。

青木職員担当 現在のところ、延長するかどうかについては考えておりません。

参事

松崎委員 法曹資格のある方を採用した後も、その方がさらに知識を身につけるため他自治体との交流等も必要になってくると思うが、弁護士団体や市でそういったサポートをするのか。それとも、その職員の方に自己研鑽でやってもらうのか、バックアップ体制について伺いたい。

青木職員担当 日本弁護士連合会でも弁護士の自治体職員の採用については、協力体制をとっていらっしゃるようですので、そちらの情報なども活用していただけるものと考えております。

島田委員 顧問弁護士と任期付の弁護士の棲み分けについて、詳しく説明願いたい。

<p>青木職員担当 参事</p>	<p>顧問弁護士に相談するに当たっても、相談の仕方やどのようなことを相談したらよいかということについて、事前に整理して任期付の常勤職員の方と連携をとることで、スムーズな相談につながるものと考えております。</p>
<p>島田委員</p>	<p>任期付の弁護士も同じ弁護士なのに、さらなる難しいものを顧問弁護士に相談するというように聞こえるが、これについて説明願いたい。</p>
<p>青木職員担当 参事</p>	<p>顧問弁護士については、いろいろな得意な分野をお持ちしているということで顧問弁護を頼んでいるという前提があります。任期付職員については、特にこういった分野が必要ということでの採用はしませんので、そういった意味では、弁護士としてお願いする内容が若干違ってくるかと考えております。</p>
<p>島田委員</p>	<p>顧問弁護士の費用と任期付の弁護士の費用について伺いたい。</p>
<p>青木職員担当 参事</p>	<p>任期付職員を採用する場合の影響額としましては、共済費や本人の給与以外に事業主負担分等も含んで、1,236万2,000円を見込んでおります。</p>
<p>轟文書行政課</p>	<p>顧問弁護士の費用については、1名につき月額で、10万5,000円</p>

長	で2名となっております。
松崎委員	顧問弁護士について、月に何回または何時間まで相談できるというよう なことは決まっているのか。
轟文書行政課 長	特に制限はありません。電話やファックス、又は直接事務所へ訪問して 相談することも可能です。
島田委員	任期付の弁護士に、行政関係の訴訟に明るい人を採用すれば、今後顧問 弁護士は要らないのではないかと考えてしまうが、いかがか。
青木職員担当 参事	顧問弁護士には訴訟代理人などを依頼することがありますが、職員には そういう訴訟代理人を担わせる予定はしておりませんので、そういった意 味では違いはあるものと考えます。
島田委員	任期付職員について、訴訟代理人になれないといった制約があるのか伺 いたい。
青木職員担当 参事	訴訟代理人に職員がなれるかどうかということについてはお答えでき ませんが、指定代理人の役割を担うことは想定しております。

橋本文書行政 課主幹	指定代理人とは、被告が市長の場合に市長から法廷等に出廷して抗弁等を行うための代理人として指名された職員のことを言います。訴訟代理人とは、被告の代理人となって契約を結びまして、その被告の代わりに法廷等で被告の主張等を述べる者のことで、軽易な訴訟について、職員が市長の指定代理人となって出廷するケースもありました。
粕谷委員	第6条第4項に、特に顕著な業績を挙げたとあるが、特に顕著とはどのような判断するのか。
青木職員担当 参事	顕著な業績につきましては、当初期待していた業務内容に比べて、それを大きく上回る効果、成果を上げたということを想定しており、市で判断することになりますが、具体的な判断基準についてはまだできておりません。
粕谷委員	効果や働き具合を判断するのは難しいと思うが、実際には人事部局で判断をするのか。
青木職員担当 参事	人事で判断しまして、最終的には市長が決定するという形になります。
粕谷委員	一般職の任期付職員の採用等ということで弁護士の採用について議論

しているが、例えば経営のエキスパートなど違う職種についても考えられるのか。

青木職員担当 参事 例えば、他の自治体においては、監査業務に公認会計士を採用したり、電算の独自システムを構築するためにシステムエンジニアを採用したりしております。また、東北の被災地では、この任期付の条例で職員として採用するというようなことも行っております。

秋田委員 今まで顧問弁護士で訴訟等を行ってきたという話を聞いて、今回の弁護士費用については要らないのかなという気もしている。任期付職員を2、3年採用することを考えているとのことだが、この2、3年の間で素晴らしい条例や特異な条例等を制定したいという考えがあるのか。

青木職員担当 参事 具体的にということはありませんが、全般的に法務能力を高めなくてはいけないという課題がありますので、その部分の全体の力を上げるということについては、期待できるところと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第31号「所沢市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

島田委員

特定空家の法律の方は、立入調査、助言・指導、勧告、命令、戒告ということで手順がきちんとしているが、条例の方は空き家の状況としては少し程度が軽いものになると思う。作りも実態調査、助言・指導、勧告、命令となっており、手順を踏まないでいきなり命令を出すことも可能であるが、他市も同じような条例の作りになっているのか伺いたい。

佐々木危機管理課長

さいたま市の条例が、同様の作りになっていると承知しております。

島田委員

条例が法律を逆転してしまっている理由について伺いたい。

佐々木危機管理課長

措置の対象となる空き家については、条例の第11条で特別措置法との棲み分けを行っておりますが、条例と特別措置法の両方に命令措置があり、法律と条例の比較論ということになりますと、ご指摘のような点もあろうかと思えます。ただ、対象となる空き家の深刻度については、特定空家とそれ以外の空き家では差があり、自ずと命令の内容も違ってくるかと

えております。条例の第7条で勧告を前置としない命令を発する場合としては、降雪により庭木の枝が電線にかかっている、あるいは台風で壁が飛散する恐れがあるというような緊急に危険な状態を回避しなければならない、または指導・勧告等を行う時間的な余裕がないようなケースにおいて、所有者に早急な改善を求めるといようなもので、特に問題はないものと考えております。

島田委員

時間的な余裕のないケースも想定して、あえて実態調査から命令まで幅を持たせたのか。手順を踏まないでも、いきなり命令で枝を切ってしまうようにしたということか。

石川危機管理
監

基本的にはいきなりそういう案件が持ち込まれるということはなく、通常の助言・指導から始まる手続きを踏んでいるものと考えます。ただ、命令まで行く途中の段階の場合もありますし、急に台風が来るといった場合に、特定空家を想定されるような家自体が倒れそうとか、そういうものに対する命令と条例が対象にしている命令とは、レベルが違っていると思っております。内容は少し小さな命令かもしれませんが、どうしても緊急に命令しまして所有者に対応してもらわなければならないということで、あくまでも例外的な措置として入れさせていただいたものです。

島田委員

条例の方が特定空家に比べて案件が軽いのに、いきなり効力の強い命令

を出せるというのは順序が違う。違和感を感じるが、それについて検討はされたのか。

石川危機管理
監 従前の条例の中で規定されている部分であり、改正後も同じ対応をしていくべきだろうというような考えから、この部分についてはそのままと考えております。

荒川委員 特定空家等があった場合、行政代執行はどこが行うのか。

佐々木危機管
理課長 行政代執行を行うのは市になります。

荒川委員 図に②として、法の「空家等」に該当するが「特定空家等」に該当せず管理不全な状態とあるが、このケースでは最後は公表ということになるが、この条例で公表ではなく行政代執行を行ったら、それは法律違反になるという理解でいいか。

佐々木危機管
理課長 管理不全な空き家等について、法律上の要件が揃っていれば行政代執行法に基づく代執行は可能であると考えております。しかしながら、代執行につきましてはあくまで最終的な手段であり、そこに至る前に何らかの改善を求めていくのが大原則であると考えますので、指導等を行っていくべ

きものと考えております。

荒川委員

行政代執行法に基づいて、空き家だけではなくごみ屋敷のごみの撤去など、いろいろなことができる可能性があるということか。

佐々木危機管理課長

条例上、手続きの最終的なものとしましては公表ということになっております。今申し上げましたのは、行政代執行法に該当する要件が揃っていれば、法に基づいて行政代執行することは可能であるということです。

荒川委員

それは市が代執行をするということか。

佐々木危機管理課長

そのとおりです。

島田委員

過去3年の管理不全の空き家に対する勧告、命令の件数を伺いたい。

佐々木危機管理課長

平成25年度は勧告が13件、命令が3件、26年度は勧告が16件、命令が4件、27年度は勧告が13件、命令が7件となっております。

島田委員

命令を受けて改善はされたのか伺いたい。

石川危機管理
監

必ずしも命令の段階で改善をされることばかりではありませんで、最初の指導や勧告の段階で対応いただける場合もあります。全体の数字で申し上げますと、608件の相談件数のうち487件は解決し、解決率は80.1%となっております。年度途中ということを考えますと、これからまだ解決してくるものもあるかと思えます。

島田委員

危機管理課での空き家対策の限界みたいなことや他部署との連携については、どうなっているのか。

佐々木危機管
理課長

空き家対策全般について、空き家問題の解決に向けては、防災、あるいは衛生、景観等の対策にとどまらず、発生の抑制、利活用など多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があると考えております。このため、今後、各関係部署と連携して対応できる体制を構築していくことが望ましいと考えております。

島田委員

関係部署は、どういったところを想定しているのか。

佐々木危機管
理課長

建築指導課、都市整備課、生活環境課といったところが想定されます。

荒川委員

特定空家等は勧告の段階までくると、固定資産税等の住宅用地特例から

除外されると書いてあるが、②の法の「空家等」に該当するが「特定空家等」に該当せず管理不全な状態や③の条例上、管理不全な空き家等については、公表ということになっても固定資産税等の住宅用地特例から除外されないのか。

石川危機管理
監

そのとおりです。

荒川委員

そこまでやると法律違反になるのか。

石川危機管理
監

法律違反と言うよりも、法律に従った特定空家等については、今おっしゃったような措置が図れるということですがけれども、条例の対象としている軽微な空き家については、そこまでの措置については規定していないということでもあります。

荒川委員

それは市長が決定するのか。

佐々木危機管
理課長

特例措置の関係につきましては、市長が決定することができるということとであります。

粕谷委員

人の生命、身体又は財産に著しい損害が生じるおそれがあるときは、そ

の予防のため、必要最小限度の応急の措置を講ずることができるがあるが、応急措置の費用負担はどうなっているのか。

佐々木危機管理課長 応急措置につきましては、行政が通常の業務の範囲内で対応するという
ことを想定しておりますので、費用を請求することは考えておりません。

粕谷委員 スズメバチの駆除などについて、市は行わず業者を紹介している。そう
いった場合、費用負担が発生するのではないか。

佐々木危機管理課長 実際に、スズメバチの駆除等に関しましては、職員が殺虫剤等を持参し
て駆除するなど、危機管理課の業務の中で対応しております。

粕谷委員 こういったケースの場合には、危機管理課に連絡すれば職員が対応して
くれるということか。

佐々木危機管理課長 説明が足りなくて申し訳ありません。管理不全な空き家に関しまして、
スズメバチの巣があった場合には、職員が通常業務の中で対応するという
ことであります。

粕谷委員 応急措置に関しては直接職員が対応するというので、費用がかからな
いということよろしいか。

佐々木危機管
理課長

そのとおりです。

荒川委員

ごみ屋敷のごみの撤去について、市が代わって執行してその費用を所有者に請求しているが、応急措置の費用は請求することができないのか。

佐々木危機管
理課長

行政代執行法第2条で、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる」と規定されておりますので、費用請求につきましてはできないということになります。

【質疑終結】

【意 見】

島田委員

民主ネットリベラルの会を代表して、意見を申し上げます。法に比べて条例の方が、手続き的にも実態調査から命令まで簡略なところがありますので、その辺の整備を再度考えていただきたいということと、空き家問題は多岐にわたることから、他部署との連携をぜひ強化していただき、適正な空き家の管理に努めていただきたいということを申し添えまして、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第31号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第32号「所沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

職員の退職管理の状況ということだが、どういうことか説明願いたい。

青木職員担当

再就職の後に、いろいろな不正な行為の働きかけなどを禁止する趣旨の

参事

ものです。

荒川委員

再就職してからの話だが、職員を辞めている人にそういうことは効くのか。

青木職員担当

地方公務員法に罰則規定も定められており、法の対象となります。

参事

荒川委員

再就職をした人が口利きをしたかどうかということの判定は非常に難しいと思うが、職員は接触した会話などを記録し、証拠を残しているのか。

青木職員担当

口利きをしたというような証拠が上がってきた場合に、それがどういっ

参事

たものであったかを調査して、事実を明らかにしていくというようなプロ

セスを追って、口利きをしたかどうかが明らかになっていくものと考えて
おります。

荒川委員

今までは罪に問われなかったということか。

青木職員担当

ここで新たに法に罰則なども定められたということです。

参事

粕谷委員

報告事項の中で、退職管理の状況はどこまで報告されるのか。

青木職員担当

国や先行している都道府県等につきましては、再就職先や幹部の名前ま

参事

で公表している団体が多いようですが、本市につきましては再就職先の種
類や人数等の公表を行いたいと考えております。

粕谷委員

退職してどこかの法人に再就職して、そこからまた違う法人に再度就職
した場合、追いかけるのか。

青木職員担当

離職後2年間と法で定められておりますので、本市としましては規則で

参事

再就職の届出の書類を定めることを予定しております。2年以内に転職を
した場合等につきましては、そちらをもって届出してもらうことを考えて
おります。

粕谷委員 地方公務員法の一部改正に伴い条例改正をするわけだが、地方公務員法を改正するに至った背景について伺いたい。

青木職員担当 国家公務員の再就職先が国と関連する企業などであった場合、再就職先
参事 による働きかけが問題になっていたという国の状況を踏まえて、地方公務員法が改正されたということであります。

松崎委員 再就職先の種類や人数を公表するということであったが、種類は何種類
ぐらいに分かれるのか。

青木職員担当 本市の場合は8割が再任用職員として再就職しておりますので、例えば
参事 再任用が何人、民間企業が何人、就職していないというような種類に分けられるかなと考えております。

松崎委員 民間企業であれば一くくりで、再任用、民間企業、その他の3種類とい
うことであるが、他にもしあれば伺いたい。

青木職員担当 詳細はこれから検討しますが、今の3種類に加えて臨時的任用職員で働
参事 く職員もおりますので、その区分が加わることも考えております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第32号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第33号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第33号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第35号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

松崎委員

求人倍率が一番高い職種と低い職種は何か伺いたい。また、倍率はどれ
ぐらいか把握しているか。

青木職員担当

求人倍率については一元管理していないことから手元に数字はありません。採用困難な職種としましては、今回引き上げ幅を大きくしております保健師等です。保健師は保健センター等に多数おりますけれども、その育休代替、産休代替がなかなか募集しても応募が少ない状況であります。

参事

松崎委員

倍率が高い職種は何か。

青木職員担当

事務職等が一番人数は多いですが、倍率につきましてはこちらでは把握
しておりません。

参事

松崎委員

今回、保健師や薬剤師については大幅な増であるが、基本的にはほぼ一
律で賃金の増加となっている。賃上げについては求人倍率で判断していく
しかないと思うが、それぞれの職種に関して民間企業の時給をどのように

把握されているのか。

青木職員担当 参事
そういった面もあろうかと思いますが、今回の引き上げの大きな理由の一つとしましては、国からでている臨時職員の賃金等のガイドラインに従い、引き上げをお願いしているものです。国のガイドラインにおいて、職員の初号俸の金額をベースに賃金を定めるというようなことが示されている関係で、平成24年度に条例を改めさせていただきましたが、今回は2年連続で人事院勧告により職員の給料が上がりましたことから、臨時的任用職員の賃金の増額をお願いしているものです。

松崎委員
臨時職員にも2年目以降はボーナスが出ると思うが、その場合、時給のみと比べて何%の増になるのか。

青木職員担当 参事
ボーナスにつきましては、ある程度長く働いていただくという前提条件はありますが、1年間に1.8カ月分の賞与分を支給しております。それを時給に換算いたしますと、だいたい15から16%の増加の効果があると考えております。

島田委員
臨時的任用職員の職種について、新規のもの以外は人員はいるのか。

青木職員担当
今回、新たにお願いします理学療法士と助産師につきましては、これか

参事 らの任用を予定しており、現在はおりませんが、それ以外の職種については現在任用しているところです。

島田委員 ここに載っていない図書館司書や調理員はどうなっているのか。

青木職員担当 表の職種は、ある程度まとめまして同じ賃金形態としているところがあります。ご質問の図書館司書につきましては事務職、もしくはその他の職という形になり、調理員につきましては屋内現業職という形で任用しております。

島田委員 学校運営マルチサポーターについては、今回お願いしていないということとを教育委員会から聞いたが、今後人員の見込みがないものについても、職種として記載を残していくということか。

青木職員担当 学校運営マルチサポーターについては、予算の関係で来年の任用は見込みないということでしたが、予算が対応できるようになれば、また任用を行いたいというような意向を教育委員会から聞いておりますので、そのまま残しているような状況です。

島田委員 昨日の議案質疑において、正規職員と臨時職員の給与の差は時間単位で割り返すとほぼ同じ額になるというような答弁があったかと思うが、勤続

年数や年齢による差といったものも含めているのか伺いたい。

青木職員担当
参事

先ほどのガイドラインに従って、初号俸のところでは給与と同じ額で算出しているというような考え方から御答弁させていただきました。正規職員については、雇用の任期の期限がない任用で昇給などもありますことから、その後の状況によっては、差はついているのかなと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第36号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第36号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時4分）

（説明員交代）

再 開（午前10時15分）

○議案第29号「所沢市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第29号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時18分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第1回（3月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について